

資料 1

佐渡市地域公共交通活性化協議会委員名簿

..... 1 ページ

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱

..... 2～4 ページ

平成22年度 佐渡市地域公共交通活性化協議会委員名簿

平成22年5月6日

No.	所属	職	氏名	区分
1	佐渡市	市長	高野 宏一郎	
2	"	建設課長	渡邊 正人	道路管理者
3	新潟交通佐渡株式会社	代表取締役会長	廣川 隆夫	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
4	佐渡地区ハイヤー協会	副会長	後藤 正一郎	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
5	佐渡市老人クラブ連合会		中川 晋五郎	住民又は利用者の代表
6	佐渡市連合婦人会	副会長	小島 アヤ子	"
7	佐渡市小中学校PTA連合会	会長	菊地 敏行	"
8	佐渡市民生委員児童協議会	民生委員児童委員	三國 耕一	"
9	"	"	菊池 サトミ	"
10	"	"	天澤 由夫	"
11	"	"	富永 昭平	"
12	国土交通省北陸信越運輸局企画観光部	交通企画課長	鈴木 延明	運輸局長が指名する者
13	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	佐藤 収一	"
14	新潟交通佐渡労働組合	執行委員長	山本 滋	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
15	新潟県佐渡地域振興局	地域整備部長	佐野 裕	道路管理者
16	佐渡西警察署	署長	廣瀬 卓	都道府県警察（公安委員会）
17	佐渡東警察署	署長	音田 裕司	"
18	佐渡観光協会	事務局長	加藤 透	会議の運営上必要と認められる者
19	佐渡汽船株式会社	本社統括部長	野口 雅史	"
20	佐渡市社会福祉協議会	常務理事	浅井 賀康	"
21	佐渡連合商工会	会長	齋藤 甲子郎	"
22	新潟県佐渡地域振興局	企画振興部長	田中 徹	"
23	学識経験者	長岡技術科学大学名誉教授	松本 昌二	"

## 佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づき、佐渡市公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の作成及び実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

### (委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員25人以内で組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、佐渡市長をもって充て、副会長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、佐渡市に事務局を置く。

(会計)

第8条 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 協議会の出納の監査は、委員の互選により選出された委員が、その職務を行うものとする。
- 3 前項の規定による指名を受けた委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、協議会が必要と認めた者とする。

(報酬及び費用弁償)

第12条 協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

別表（第3条関係）

区分
市長が指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
住民又は利用者の代表
地方運輸局長が指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
道路管理者
都道府県警察
会議の運営上必要と認められる者